

群調発第45号  
令和4年4月28日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会  
会長 萩原澄之



#### 「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」について（通知）

令和4年4月14日付、法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長へ、筆界確認情報を得ることが困難な場合においても、円滑な不動産取引を可能にすることを目的とした「通達（別紙1）」が発出され、これに伴い、法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長へ、通達に係る取扱いの詳細についての「依命通知（別紙2）」が発出されました。これにより、「標記指針（別紙3）」が定められ、「フローチャートと略語・用語一覧（別紙4）」を作成した旨の連絡が連合会長を経由して各単位会に通知されました。

つきましては、詳細等（別紙1～4）は、後日、群馬会ホームページに掲載しますのでご確認願います。

また、本通達に係る取扱いについては、本年9月までに本会と前橋地方法務局にて協議の上、同局に備え付けられている「土地・建物実地調査要領」の改訂が予定されておりますので、ご承知おき願います。